

平成23年度第1回諫早市健康福祉審議会

- 1 期 日 平成23年6月2日(火)午後3時から
- 2 場 所 諫早市役所 5階 大会議室
- 3 出席者 委員 19名 (欠席者:三田享子委員)

事務局 18名

4 会議次第

辞令交付

市長あいさつ

健康福祉審議会

開会

新任委員紹介

事務局職員紹介

会長選出

諮問

- ・ 諫早市障害者福祉計画(第3期計画)について
- ・ 公立保育所のあり方(施設整備と運営)について

議事

- (1) 職務代理者指名
- (2) 議事録署名人指名
- (3) 諫早市障害者福祉計画(第3期計画)について
- (4) 公立保育所のあり方について
諫早市保育計画について
臨時部会「公立保育所のあり方(施設整備と運営)に関する
検討部会」の設置について
- (5) 諫早市健康福祉総合計画(地域福祉計画)について
- (6) その他

閉会

【辞令交付】

1 辞令交付

(略)

2 市長あいさつ

市長

皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中、本審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

健康福祉審議会の委員につきまして、今、3名の皆様方に辞令を交付させていただきました。ぜひ、よろしく願い申し上げたいと思います。また、快く御承認を賜りましたことに、厚く御礼申し上げたいと思います。

本審議会は、市民の健康増進、社会福祉の向上及び医療体制の充実という目的で設置している市の付属機関でございます。これまでも地域福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、健康増進計画と、いろいろな広い御審議を賜っております。また、公立保育所のあり方につきましても御審議いただき、厚く御礼を申し上げたいと思います。

市は、いろいろな審議会を設置しております。その中には防災会議などの特別な審議会もございますけれども、一番大きな一番役割の重要な審議会であると思っております。

本日は二つの案件につきまして諮問させていただきたいと思っております。諫早市障害者福祉計画でございます。これは、平成21年2月に作成いたしました3カ年計画の平成24年度以降の第3期計画と申しております。ぜひ、この審議をお願いしたいと思っております。障害のある人もない人もそれぞれの役割と責任をともに果たせる社会、共生のまちを目指しておりまして、ぜひ御審議に御協力を賜りたいと思っております。

また、二つ目でございます。公立保育所のあり方(施設整備と運営)につきましては、今、3公立保育所を運営しております。諫早の中央保育所につきましては改築が終わりまして、順調な運営がなされております。長田と太陽につきましては、もう耐用年数も過ぎてきていることもありまして、今後の公立保育所のあり方につきましても御審議賜りたいと思います。平成19年2月に一度、答申をいただいておりますけれども、その後、子どもたちの需給バランスも少し変わってきているかなということもありまして、どういうあり方が一番適切なのかにつきまして御審議を賜りたいと思っております。

これから委員の皆様方には計画の事項等につきまして、調査、審議をお願いすることになります。毎年変わる制度に合わせながら、そして社会の動きに合わせながら適正、適切な計画を作成していく必要があるものと思っております。

これには多角的な検討が必要になりますから、審議会を通じて諮問し、答申を

いただきながら御意向に沿って進めていければよろしいなと思っております。そういう意味合いにおきまして、ここに御参加いただいております皆様方の忌憚のない御意見を賜りたいと思います。

私は、生活密着宣言ということ掲げまして市政運営に当たっています。生活密着宣言というのは、生活者の立場で物事を考え、生活者の立場で立案し、それを実行していくことをモットーに、市政運営に当たっているつもりでございます。ぜひ、皆様方の御協力を得まして、安全で安心な諫早市をつくり上げていきたいと思っておりますので、御協力方、お願い申し上げます。

皆様方の御協力に感謝申し上げます、挨拶にさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

【健康福祉審議会】

1 開会

事務局

引き続きまして、平成23年度第1回諫早市健康福祉審議会を開催いたします。

2 委員紹介

(略)

3 事務局職員紹介

(略)

続きまして、会議の成立でございます。ただいまの出席者は17名で、健康福祉審議会条例第7条2項により、委員の過半数の出席が認められますので、本会議が成立することを御報告いたします。

4 会長選出

事務局

それでは、これより会長を選出していただきたいと存じます。会長は、諫早市健康福祉審議会条例第5条の規定により、委員の互選となっておりますので、協議をよろしくお願いいたしたいと思っております。

どうぞ。

A委員

現在、諫早市社会福祉協議会会長を務めていらっしゃいます田鶴委員にお願いしたいと考えております。田鶴委員は、行政にも長く携わってこられましたし、この審議会にとって適任だと思っております。会長としての責任を果たしていただけないと思っておりますので、どうか委員の皆様方の御賛同をお願いいたします。

(拍 手)

A委員

ありがとうございました。田鶴会長さん、よろしくお願いします。

事務局

ただいま会長は田鶴委員にとの御発言がございました。よろしければ拍手をもって御承認していただきたいと思います。

(拍 手)

事務局

ありがとうございます。それでは、田鶴委員は会長席にお移りいただきまして、一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長

皆様、こんにちは。ただいま会長に選任いただきました諫早市社会福祉協議会の田鶴と申します。非常に光栄に存じますとともに身の引き締まる思いがいたしております。

この審議会は、先程市長から御説明がありましたけれども、市民の健康、医療、福祉に関する基本計画、実施計画、その他重要事項について調査、審議をするわけでございます。それこそ生活に密着した、市民生活に直接関係のあることばかりでございます。その会の役割は非常に重大なものであると認識いたしております。

そのような職責を考えますと、私のような未熟者に会の運営ができるのかと不安がいっぱいでございます。委員各位におかれましては、皆様、それぞれその道の専門家であられ、またベテランの方、経験豊富な方ばかりでございます。御支援、御協力、いろいろな御助言をいただきながら、微力ながら会の運営に全力を挙げて、取りまとめ役として仕事ができればと思います。皆様からの今後の御力添えをよろしくお願いいたしますと思います。

そのようなことで、誠に簡単でございますが、就任に当たり御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(拍 手)

5 諮問

- ・ 諫早市障害者福祉計画（第3期計画）
- ・ 公立保育所のあり方（施設整備と運営）

（会議資料の確認）

（略）

会長

私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。よろしく御協力のほど、お願い申し上げたいと思います。

6 議事

(1) 職務代理者指名

会長

それでは、議事に入ります。

まず、議事の 1 番目、職務代理者指名でございます。職務代理者指名は、健康福祉審議会条例第 5 条第 3 項の規定によりまして、私から指名させていただきたいと存じます。引き続き諫早医師会会長の高原委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(拍 手)

会長

ありがとうございます。では、高原委員、よろしくお願いいたします。

(2) 議事録署名人指名

会長

次に、2 番目の議事録署名人指名でございます。この会議の議事録署名人を指名しておきたいと思っております。高以末委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

《高以末委員了》

では、高以末委員、よろしくお願いいたします。

(3) 諫早市障害者福祉計画 (第 3 期計画) について

次に議事の 3 番目でございます。諫早市障害者福祉計画 (第 3 期計画) について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

障害福祉課長

諫早市障害者福祉計画 (第 3 期計画) につきまして、事務局でございます障害福祉課から概要を御説明させていただきたいと思っております。資料につきましては、議事資料 1 の 1 ページから御覧いただきたいと思っております。

諫早市障害者福祉計画につきましては、障害者基本法に基づく障害者福祉計画及び障害者自立支援法に基づきます障害福祉計画をあわせまして、現在、計画を策定いたしているところでございます。現計画でございますが、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの 3 カ年の計画を策定いたしております。今回、平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までの計画につきまして、今年度中に策定する必要がございますので、御審議をお願いするものでございます。

障害者制度につきましては、現在、国で見直しが進められております。平成 2 5 年 8 月を目途に、障害者総合福祉法 (仮称) の施行が予定されておるところでございます。障害者自立支援法は、今回お願いいたしております次期計画の計画期間中に廃止される予定でございますが、今回は現在の障害者自立支援法に基づいた計画の御審議をお願いするものでございます。

また、昨年の12月には、障害者自立支援法の一部改正が行われております。現在の通常国会には、障害者基本法の一部改正案も提出されておりますので、改正内容に即した計画策定が必要だろうと考えております。

計画見直しのポイントといたしまして、まずサービス基盤整備についてでございます。障害者自立支援法の新しいサービス体系への移行について、平成23年度末までの段階的な移行が進められております。サービス利用者の意向調査等を実施し、把握・分析した上で、どのようなサービスが必要か明らかにし、サービス量を見込んでまいりたいと考えております。

また、サービス基盤整備との関連もございしますが、現在の入所(入院)・居住・通所・居宅サービスの利用状況と利用者のアンケート等を実施いたしまして、地域移行に必要なサービスの必要量を見込んでまいりたいと考えております。

また、個々の障害者に必要なサービスが提供されるためには、障害者自立支援法の改正にも掲げられております相談支援体制の強化が必要でございます。今後、地域自立支援協議会の一層の活用を含めまして、具体化を進めてまいりたいと考えております。

それから、本計画につきましては、国が定めます基本指針及び県が策定いたします長崎県障害福祉計画との整合性を図りながら見直し作業を進めてまいります。

次に、計画策定の趣旨でございます。前期計画の実績を踏まえ、障害のある人がライフサイクル全般を通じて総合的かつ適切な支援を受け、自立した生活と社会参加を促進する必要があります。平成22年度の実績では、既に現在の障害者福祉計画の見込みを超えるような障害者福祉サービスもございます。サービスの供給体制の見直しについては、必ず実施する必要があると考えております。計画の性格、役割につきましては、現計画と同様に、諫早市総合計画及び諫早市健康福祉総合計画の分野別計画として位置づけをいたしております。

次に、具体的な見直しを行う事項といたしましては、計画期間であります平成24年度から平成26年度の各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込み量確保のための方策、それから市町村事業でございます地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、それに障害福祉サービス等の供給体制の確保に関し必要な事項、そのほか全体的に障害者福祉計画の見直しが必要な中で、の事項等、御審議をお願いしたいと考えております。

計画策定の時期につきましては、平成24年2月頃を予定いたしております。策定までのスケジュールにつきましては、資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。本日の審議会の後、1回目を6月下旬ごろに開催する予定でおります。9月に2回目、11月に3回目、年明けの1月に4回目を考えており、2月に審議会に答申案を提出したいと考えております。日程等につきましては、部会の進捗状況や審議会の開催日程との調整が必要になってまいりますので変更などもあ

るかと思えますけれども、概ね以上のようなスケジュールで考えているところでございます。

資料の3ページ以降、7ページまでにつきましては、現在の障害者福祉計画の概要を記載しておりますので御覧いただきたいと思えます。説明については省略させていただきます。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただいま諫早市障害者福祉計画（第3期計画）について説明がありました。ただいまの説明につきまして、御質問などありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

特にないようであれば、本諮問につきましては、計画の具体的な内容を障害福祉部会にて審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ありがとうございます。そうしたら、この件につきましては、障害福祉部会にて審議していただくということによりお願いいたします。

（４）公立保育所のあり方について

諫早市保育計画について

次に議事の4番目、公立保育所のあり方についてでございます。初めに 諫早市保育計画について、事務局から説明をお願いいたします。

こども支援課長

失礼いたします。こども支援課でございます。まず、 諫早市保育計画についてでございます。この保育計画の位置づけについて御説明したいと思います。本日の審議会で先程説明がありました障害者福祉計画、またこの後の議事の5、諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）、それとこども支援課が所管しております諫早市保育計画の三つが今回議題として上がっているところでございます。ただ、この位置づけがそれぞれに異なっておりますので、その部分について御説明させていただきます。

議事資料3の1ページをお開きください。この図の中程に諫早市地域福祉計画がございます。これは、福祉部全体を総括いたします総合計画でございます。健康福祉部の上位計画に位置づけられております。その下に四つ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画、私たちが所管しております次世代育成支援行動計画、健康増進計画が位置づけされており、各課の事業ごとに計画が策定されているところでございます。

これらの計画には、それぞれの計画期間がございます。審議会に諮問を行い、その後、答申をいただきまして、計画を策定していくという手続をとっているところでございます。

本日、いさはや子育て応援プランの資料をお持ちでしょうか。お持ちでなければ配らせていただきます。この中の次世代育成支援行動計画につきましては、いさはや子育て応援プランがございます。これは、昨年2月に本審議会から答申をいただきました。平成22年4月に策定した平成22年から平成26年までの後期計画でございます。

それと、議事資料に参考資料がございます。もう一度、議事資料を御覧いただきたいと思っております。1ページの下のほうに次世代育成支援対策部会がございます。この部会の中で審議していただき、応援プランを策定いたしました。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。次世代育成支援行動計画の体系を載せております。基本目標が四つございます。基本目標の後にまちづくりの視点、右の9ページに本市の今後の取り組みの体系づくりをしております。

今回の保育計画の基本目標2には、「喜びとゆとりを実感しながら子育てできるまちづくり」と掲げております。この中の1、子育て制度の充実のためにとというのがございます。これを右の9ページへわたっていただくと、四角の1番に保育所・幼稚園の受け入れ体制の充実、2に低年齢児の保育需要に対応するための受け入れ体制の拡充などの個別の事業を計画しております。他にも例えば8ページ、基本目標2の3に経済的負担の軽減のためにとあります。それを右にいきますと、各種手当等の支給がございます。皆様御存知のとおり、子ども手当等を支給しておりますけれども、こういうふうに関係機関として進めている部分もございません。また、他にもこの体系に書いておりますけれども、こども支援課等、健康福祉部だけではなく、教育委員会などいろいろな分野での個別の事業として捉えているところがございます。

先程申しました保育所の受け入れ体制の充実ですとか、保育需要に対応するための受け入れ体制の整備を今回の大きな柱といたしまして、保育計画を策定しているところがございます。この計画は実施事業として策定しておりますので、今後、これに基づきまして各種事業を推進してまいります。今後、具体的に事業を推進していくに当たりましては、この審議会や関係機関と十分調整しながら進めていくことにしております。

それでは、保育計画について御説明させていただきたいと思っております。資料は、議事資料2の別冊、諫早市保育計画の2ページをお開きください。現在の保育の状況について、若干御説明させていただきたいと思っております。

現在、諫早市内におきましては、低年齢児からの入所が増えておりまして、保

育需要が増大しております。地域ごとの保育需要に合わせまして、保育園の定員や施設整備の課題など、保育の実施について計画的に推進していくための指針としてこの計画を策定しております。具体的に申しますと、住みなれた地域の保育園、また通勤状況等の利用に適した保育園ですとか、保護者が希望する保育園を利用できるようにすることも含めまして、需要と供給のバランスをうまく適正化するための指針を考えているところでございます。

次に2ページの表1でございます。この部分につきましては、いさはや子育て応援プランで、就学前児童数が平成22年4月1日現在で7,545人となっておりますけれども、平成26年の推計では6,800人と少子化が進んでいくことが予測されております。

次に3ページを御覧ください。表2でございます。平成22年には就学前児童数7,545人に対し、保育所を利用している人が3,389人、幼稚園が1,248人、認可外保育施設が331人、家庭内保育等が2,576人という割合になっており、年々保育所の需要が高くなってきている状況がわかります。

表3の地域ごとの入所状況は、就学前児童数に対する地域の定員の割合、それと4月1日と10月1日現在の入所児童数と入所率を書いております。中央・西部地域が4月1日時点で100%を超えた入所率であり、10月1日を越えても高い水準にあるのがわかると思います。

次に4ページをお開きいただきたいと思っております。表の5、6でございます。表の5は、子育て応援プランのニーズ調査の結果です。認可保育所を希望する割合が1歳以下で55%、2歳が47.1%。下の表6は、1～2歳児の児童数の入所状況でございます。入所率を見ますと、平成20年からだんだん上昇しており、低年齢児の保育所入所希望が大きくなっている状況がわかります。

このような状況を踏まえ、計画では、5ページのように、現在3,280人のところを120人増やし、平成26年の目標を3,400人と設定したところでございます。

次に、7ページをお開きください。具体的な定員計画の推進です。まず、定員の増につきましては、さまざまな手法がございます。まず一つ目は(2)施設整備を要しない場合と施設整備を要する場合がございます。保育需要に応じまして、現施設での定員の増をしながら進めていく。二つ目には、認可外保育施設からの認可で、基準を満たした場合は、認可の方向で協議する。三つ目に、保育所の新設等による増員という手法があらうかと思っております。

それから、次に議事資料2の2ページ、3ページに、公立保育所のあり方についての資料を添付しております。この計画に基づきまして、今後進めさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ですけれども、この保育計画の位置づけと内容について、説明、報

告を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。ただいま説明がありました諫早市保育計画につきましては、次世代育成支援行動計画に位置づけられた計画ということで、住みなれた地域や通勤状況等により保護者が希望する保育園を利用できるよう、地域の保育定員の見直しなど、諫早市の基本的な指針、方向性を示すものとして策定されているということです。

何か御質問はありませんでしょうか。B委員、お願いします。

B委員

これから保育園と幼稚園を一体化させるというお話が出ております。それに関してはまだ具体的な話が出ていないのでどうこうということはなく、これから先の計画になるかと思うんですけれども、何か今のところでお考えがあれば教えてください。

会長

ただいまの質問、保育園と幼稚園の一体化についての今後の方向性について説明をお願いします。

こども支援課長

子ども・子育て新システムについては、今現在、国で議論がなされているところでございます。施設的に申しますと、保育園、幼稚園、それに総合施設の三つの施設が考えられています。また、現在の保育園は、保育に欠けるという要件がございますけれども、そこが取り払われて、保育園に幼稚園の機能がある、また幼稚園に保育園の機能がある、だれでもどこにでも行けるシステム、施設にすることを議論されている状況です。

諫早市といたしましては、今現在、検討されている状況ですので具体的には申し上げられませんが、十分、国の検討状況の情報を入手しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

B委員

どうもありがとうございました。

会長

よろしいでしょうか。

A委員さん、お願いします。

A委員

この保育所の地図の中には、認可外の保育施設も全部入っておりますけれども、病院の院内保育所は入っていません。今現在、何カ所ぐらいあるのか教えてください。

会長

事務局、お願いします。

こども支援課長

認可外保育施設は、今現在、諫早市内で11施設ございます。平成22年10月1日の入所者数が386人です。それと院内保育施設が4施設でございます。

会長

A委員さん、今の説明でよろしいでしょうか。

A委員

院内保育所が四つですか。11件は何ですか。

こども支援課長

院内保育施設が四つでございます。そして、認可外保育施設が11施設ございます。

会長

ただいまの説明で、院内施設が四つ、それから認可外が11カ所ということでございますが、よろしゅうございますか。

ほかにありませんでしょうか。

C委員

お尋ねしたいのですけれど、障害児保育の施設というのは、公立の中にどのくらい、どういうふうにあるのでしょうか。教えてください。

会長

事務局、お願いします。障害児の保育施設の数ということですね。

こども支援課主任

障害児保育のことでお答えいたします。認可保育所の障害児保育については、全園受け入れ体制をとっております。ただ、子どもさんの障害の状況によりまして、まず集団保育が可能な子どもさんということが一つの条件となります。その子どもさんの状況を各園において面接等で判断されて、受け入れができるかどうかを判断しております。

会長

ただいまの事務局の説明でよろしゅうございますか。

ほかに何かございませぬでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ないようでございますので、ただいま報告、説明を受けました諫早市保育計画につきましても、今後の保育需要に対応するための指針として策定されておりますので、ただいまの報告をもって了解ということよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ありがとうございます。

臨時部会「公立保育所のあり方（施設整備と運営）に関する検討部会」の設置について

次に の臨時部会「公立保育所のあり方（施設整備と運営）に関する検討部会」の設置についての議題に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

こども支援課長

続きまして、臨時部会「公立保育所のあり方（施設整備と運営）に関する検討部会」の設置について御説明いたします。議事資料2の1ページをお開きください。

諮問内容は、公立保育所のあり方でございます。根拠法令といたしまして、児童福祉法、それに次世代育成支援行動計画、諫早市保育計画と前回答申をいただいております公立保育所のあり方などがございます。

諮問のポイントでございます。市長からもありましたけれども、園舎が老朽化しております長田、太陽保育所の施設整備と運営についての検討、また地域ごとの保育需要に応じた公立保育所の定員ですとか施設数、配置等について、機能、役割を踏まえた運営等について検討をお願いしたいと思っております。

諮問の趣旨でございます。保育計画の説明でもありましたように、地域ごとの保育状況ですとか社会情勢、保護者等のライフスタイル等が変化する中で、地域ごとの保育需要が偏ってきております。そういう中で保育所定員の見直しを進めていき、民間保育所と同様に公立保育所につきましても地域ごとの保育需要に応じて改めて検討し、保育環境を整備する必要があると考えております。

特に、先程も申しました園舎の老朽化に伴います建替えが課題となっております長田、太陽については、その手法と運営方法についての検討も含めまして、集中的な御審議をいただきたいと考えております。

参考資料を御覧ください。4ページからの諫早市健康福祉審議会条例でございます。5ページの第8条第1項に、審議会は、その定めるところにより部会を置くことができるとされております。この規定に基づきまして、市長から諮問いたしました公立保育所のあり方（施設整備と運営）につきましても、集中的な議論をしていただくための臨時部会を設置することについて、御提案させていただくものでございます。

4ページに戻っていただきますと、下のほうの第6条第1項に「審議会は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる」、また第2項には「臨時委員は、審議事項に関係のある者のうちから市長が委嘱する」と規定されておりますので、今回、臨時部会をお願いいたしまして、御審議を賜りたいと思っております。

臨時部会の予定といたしましては、第1回目を7月から始め、10月ぐらいま

でに3回程度を予定いたしております。ただ、日程の都合等もございますので、一応の目安として考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。臨時部会の開催については7月から10月にかけて予定されているようでございます。臨時部会「公立保育所のあり方（施設整備と運営）に関する検討部会」の設置ということでございます。

設置につきまして、御質問ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

特にないようでありましたら、臨時的に公立保育所のあり方（施設整備と運営）に関する検討部会を設置することについて了承し、公立保育所のあり方（施設整備と運営）についての諮問に関しましては、この部会に付託することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ありがとうございます。この部会に付託し、進めるということで了承ということでございます。

それでは、部会の委員については、この審議会委員の中から会長が指名する委員と別に市長が委嘱する臨時委員で組織することとなっております。審議会委員の中からは、中野委員さん、それから大峰委員さんの2名を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ありがとうございます。それでは、中野委員、大峰委員、よろしく願いいたします。

（５）諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）について

次に、議事の5番目、諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

福祉総務課長

福祉総務課でございます。この健康福祉総合計画（地域福祉計画）については、福祉総務課が担当でございますので、私から説明させていただきます。座って説明させていただきたいと思っております。

諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）は、この審議会へ昨年の6月に諮問され、御審議をいただいております。その経過の中で、今年の1月から2月にかけてアンケート調査を実施いたしまして、その結果については審議委員の皆様

御報告してきたところでございます。今回は、そういうアンケート調査等を経まして骨子案をつくりました。その内容につきまして御説明したいということでございます。

議事資料3の1から4ページまで説明させていただきますが、今日お配りしている資料で関係のある部分をまず説明させていただきたいと思います。

先程、昨年6月に諮問しているとお話ししました。そして、アンケート調査を今年1月から2月にかけて実施して、その結果を審議会に御報告しております。その御報告をしました審議会の資料として、第2回の健康福祉審議会の資料をお配りしております。

あと、地域福祉計画の前の計画が2010年、平成22年度で終了しております。前の計画も以前お配りしているかと思っております。今回、つくろうとしている計画と関連がございますので、説明そのものは控えさせていただきますけれども、こういう資料等を準備しておるところでございます。

私たちが今回、地域福祉計画を定めようとしている地域福祉の推進については、皆様御存じだと思います。一人一人が地域の中で自立すること（自助）を基本として、自立した個人が相互に支え合う共助により地域社会の構築を目指すこととされております。また、行政の役割（公助）といたしましては、自助や共助でカバーできない範囲の福祉サービスを提供するとともに、共助社会の構築に向けたさまざまな環境づくりを進めていくこととされております。

今回策定してお示ししている骨子案の特徴的な点は、これまでの計画につきましては、今お話ししました自助・共助・公助のうち、どちらかといいますと公助の部分に焦点を当てて組み立てた計画でございました。今回は、アンケート等の結果も踏まえまして、自助・共助・公助をより総合的にとらえた地域づくりを進めていく必要があるということで、総合的視点と、そして住民にわかりやすい体系づくりを意識した構成で骨子を作成しておるところです。

それでは、審議資料3に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。審議資料3の1ページは、先程こども支援課長から詳しく説明があった地域福祉計画、健康福祉総合計画のイメージということで、どういう位置づけになっておるのかを示した図でございます。諫早市の全体的、総合的なまちづくり計画であります市の総合計画を受けまして、福祉分野の総合的な計画という位置づけでの計画の意味合いが一つ。あと、一番下にそれぞれの部門ごと、対象者ごとの計画を載せております。要するに、地域という視点でそれぞれに横串を入れるイメージで、各個別計画を総括する役割もあります。

あわせまして、イメージ図の右側に地域福祉活動計画を記載しております。ここは、市と両輪の関係で地域福祉を推進する市社会福祉協議会が策定します活動計画です。こちらとは、計画の理念を共有することになっております。そして、

あわせて地域社協がサポートしながら、地域住民が主体となって作成いたすことにしております。小地域の福祉活動計画等の中心として、地域福祉計画が位置づけられているところがございます。

それでは次にいきまして2ページ目です。これは、健康福祉総合計画の圏域についてでございます。これまでの計画で設定いたしております健康福祉施策推進のための圏域について、今回の計画においても同様の圏域で引き続きやっていると考えておるところです。前回の計画と変わっていないということでございます。

次、3ページ目でございます。これは全体的な構成図でございます。まず、序章としまして、計画の策定の趣旨、そして計画の期間、計画の性格、役割、また推進体制等を記載しております。計画期間につきましては、先程車の両輪として社協の活動計画との関連を御説明しました。その関連で活動計画と期間を合わせていくという意味合いを込めまして、平成24年度からの5カ年計画としたいと思っております。

次に第1章です。先程アンケート調査等を実施したと御報告しましたが、他にも国勢調査やアンケート調査の結果等をもとに諫早市の健康福祉課題について明らかにしていきたいと思っております。

次に第2章、基本理念でございます。基本理念につきましては、「市民一人一人がその尊厳を保持され、安心して暮らすことができるまちづくり」と記載しています。ここについては、冒頭、この資料の説明に入る前に、住民視点でわかりやすさに重きを置くと御説明しました。実は、前回の計画の骨になる部分を取り出し、引き続き基本的な理念にしております。そういう視点でより表現を簡素化、簡潔化して記載したところ です。

次は基本目標です。前回の計画は公助を中心に整理されておりましたが、今回は自助・共助・公助の総合的な視点と、より住民にわかりやすい言葉ということで、このような基本目標にしております。

それから、基本目標に続きまして、それを実施する指針といたしまして、それぞれ基本指針の作成を予定しております。基本目標のふれあい、支え合う地域づくりでは、希薄化しがちな近隣関係の中で、昔ながらの身近な住民同士の支え合いを再生させる機会として、顔見知りになるきっかけづくりとしての地域活動の参加を住民みずからの行動指針として位置づけています。地域での新たな支え合いの促進におきましては、近所や地域内、相互の身近な支え合いを促進するような取り組みを行ってまいります。さらに、地区社会福祉協議会の活動の推進では、市内20地区の地区社協の取り組みに関する事項について指針を考えたいと思っています。

基本目標2の地域福祉を支える人づくりでは、まず一般市民向けの人権・地域

福祉意識の向上を目的とした福祉保健に関する意識啓発。次に、福祉の専門家である民生委員・児童委員活動への支援。さらに地域福祉において福祉を中心とした分野で活動されるボランティア活動への支援、これらの方々に加え、地区社協単位で立ち上げが進んでいる福祉協力員でありますとか、団塊の世代の退職等の社会参加の促進など、地域福祉の担い手の開拓等を上げる予定にしております。

基本目標3の基本指針といたしましては、地域を支える福祉づくりといたしまして、公的な行政サービスの適切な提供に主眼を置いた内容にしたいと思っております。保健・福祉サービスを利用した環境づくりにつきましては、地域ケアシステムの円滑な実施を目指しています。地域で相談・発見・解決できる仕組みづくりについては、地域福祉推進のための活動拠点のハード面での整備や施設のバリアフリーの促進といった項目について謳う予定であります。福祉を支える基盤が、今の施設の整備やバリアフリーの促進でございます。

最後に、地域福祉の推進役として社会福祉法にも位置づけられ、地区社協との協働関係にある社会福祉協議会に関する件でございます。

基本目標4につきましては、要援護者の支援ということで、地域における見守りの推進として、要援護者の登録制度をもとに、地域の関係機関に支援の輪を広げる活動等の1点でございます。以上を基本方針として掲げているところでございます。

次の4ページ目につきましては、諫早市のこれまでの福祉計画の記載項目で今後も継続する部分について、これまでの内容を体系別に整理しまして、計画に盛り込む予定です。

以上が今回お示ししました骨子案としての内容の概略でございます。今後、基本指針の方向性を踏まえまして、具体的な記載内容につきましては、次回、事務局の素案をお示しいたしまして、御意見をいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただいま策定につきましては現状といたしますか、基本的な項目について説明がありました。

ただいまの説明につきまして、御質問などありませんでしょうか。D委員さん、お願いします。

D委員

説明お疲れさまでした。お手元の資料の議事資料3の1の図式を御説明いただきました。地域福祉計画については、今回、後期の計画を立てるというお話でした。前半につきましては、どちらかという行政計画というのでしょうか、いわゆる公助計画が中心になってきたというお話がございました。本来、地域福祉計

画は行政計画ではありますが、もともとは住民主体の積み上げ式の自助、共助、公助が一体となった計画として最初からあるべきではなかったのかなと思うわけです。ただ、それは後期計画の中で活動計画のウエートを大きくすることによって、総合的な形にしていきたいということは非常によくわかりました。

そういうことであるとするならば、この1ページの図式の中にあります地域福祉計画とその横の地域福祉活動計画、そしてその下の小地域の福祉活動計画は、この地域福祉活動計画と小地域の活動計画も含んだ全体にあるという表記のところが、むしろ後期計画の意図に近いのではないのかなと思います。この図式だと、前半の計画がこのような形だった、その反省を踏まえて包括的にやっていくんだということですので、この図式ではもう少し地域福祉計画のところを大きくしたほうがいいと思います。これだと別物のような図式になっておりますので、少し訂正されたいかがかなと思います。いかがでしょうか。

福祉総務課長

趣旨は、説明したとおりの計画を目指しております。イメージ図については、ただいまのD委員の御意見等も十分参考にさせていただきながら検討していきたいと思っております。

会長

よろしゅうございますでしょうか、D委員さん。

D委員

はい。

会長

ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ないようでございますので、この計画の策定につきましては、引き続き作業を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、議事の1から5までについては終了となります。

(6) その他

最後に6番目、その他でございます。委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

特になければ、次回の日程について、事務局から提案をお願いいたします。

事務局

それでは、次回の審議会につきましては10月の開催を予定いたしております。また、今後の予定といたしまして、本日諮問をいたしました諫早市障害者福祉計

画、並びに公立保育所のあり方及び昨年諮問いたしております諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）、それと高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画につきまして、年度内に答申をいただくこととなっております。

なお、部会の開催につきましては、それぞれ本年度の第1回の開催を、障害者福祉部会は6月下旬ぐらいを目途に、公立保育所のあり方に関する検討部会は7月ごろを予定いたしておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと思います。詳細につきましては、別途文書にて御連絡をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。以上をもちまして、議事、その他まで全部終わりました。本日の議事をすべて終了いたします。後の進行は事務局にお願いいたします。

事務局

それでは、閉会に当たりまして健康福祉部長が一言お礼を申し上げます。

健康福祉部長

本日は長時間にわたりまして御審議いただき、誠にありがとうございました。諮問させていただいた2件につきましては、スケジュール等、内容について説明させていただきました。今後、各部会で御審議をいただき、答申いただきたいと思います。また、最後に諫早市地域福祉計画の骨子案の説明もさせていただきました。御意見もいただきましたので、それらを活かしながら素案をつくり、また御審議いただくことになろうかと思っております。

最後になりますけれども、諫早市では安全で安心なまちづくりを目指して、私たちもさらに努力を続けてまいりたいと思います。今後とも御協力をお願いいたしまして、お礼にかえさせていただきます。本日はどうもお疲れさまでございました。

事務局

田鶴会長、委員の皆様、大変お疲れさまでした。以上をもちまして、平成23年度第1回諫早市健康福祉審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午後4時23分終了）